

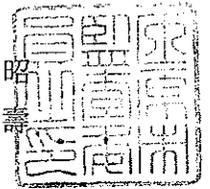


庄原市監査委員告示第2号

平成22年5月25日付け庄原市監査委員告示第4号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成23年3月14日

庄原市監査委員 藤原公峯  
同 名越 峯





庄 管 第 347 号  
平成23年 3月 3日

庄原市監査委員 藤原公昭 様  
同 名越峯壽 様

庄原市長 滝 口 季 彦



平成 21 年度監査結果（財政支援団体等監査）に対する措置について（通知）

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり措置を講じたので、通知します。

## 平成21年度監査結果報告(財政援助団体等監査)の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

[所管課：農林振興課]

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(出資団体) [株式会社庄原市農林振興公社] (1) 決算に関する書類について(団体及び所管課に対するもの)	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、毎事業年度の事業計画及び決算に関する報告書が議会に提出されているが、株主資本等変動計算書、個別注記表がその報告書に添えられていなかった。今後、これらの書類も報告書に加えられる。	出資団体を指導し、平成21年度第4期決算報告書(平成21年4月1日～平成22年3月31日)においては、株主資本等変動計算書、個別注記表を加えて報告されている。	地方自治法
(2) 決算公告について (団体に対するもの)	公告の方法を定款では官報への掲載としてあるが、閲覧者の利便性や経費の面からも、会社法第440条第3項に規定の電磁的方法による公開(インターネット公告)を検討されたい。	閲覧者の利便性や経費の面から、会社法第440条第3項に規定の電磁的方法による公開(インターネット公告)を検討するよう出資団体を指導した。	会社法
(3) 経理業務について (団体に対するもの)	経理業務は経理規程や企業会計原則の定めに従って行うとしてあるが、日々の現金出納業務の終了後における現金の現在高と帳簿残高との照合については、販売店舗及び指定管理施設の閉鎖時間や休日が本部と相違するため、数日後となる場合が発生している。 また、全ての業務が経理システム入力後に各種帳票類を必要に応じて印刷するため、決裁が事後となる場合や省略されているものが見受けられた。経理規程や経理システムの見直しを含めて、経理事務の改善を検討されたい。	平成21年度(第4期)において、人員配置等、業務の効率化に努め、本部部門の経理事務について、迅速な処理を行うことを市と出資団体で確認した。 また、経理事務の迅速化、適正化を図るため、経理規程や経理システムの見直しを含めて経理事務の改善を検討するよう出資団体を指導した。	

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(公の施設の管理団体) [株式会社庄原市農林振興公社] (1) 管理施設の修繕について(団体及び所管課に対するもの)	1件5万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。	基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施することを市と指定管理者で確認した。	
(2) 事業報告書について(団体に対するもの)	収支決算書の決算額について、その内容がわかる資料が提出されていないため、計数の正確性の確認が困難であった。内容を確認するため、指定管理者は収入及び支出の全ての項目について内訳書を提出されたい。	委託料の支払いに合わせ、詳細内容については4期に分け報告されていた。確認作業のためには4期分の報告額を合算しなければならなかったため、収支の内容については、4期に分け報告することを改め、一括し報告することを確認した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(3) 利用料金の額の設定について(団体及び所管課に対するもの)	施設の使用料を利用料金収入として指定管理者の収入として収受しているが、あらかじめ市の承諾を受けて利用料金の額を設定していなかった。地方自治法及び基本協定に基づき、書面により市の承諾を受けられたい。	地方自治法及び基本協定に基づき、利用料金の額の決定にあたっては、事前に市の承諾を受けることを市と指定管理者で確認した。(平成22年4月1日付けで承認済)	地方自治法 庄原市農業振興施設設置及び管理条例
(4) 支出科目について(団体に対するもの)	収支決算書と損益計算書の支出科目が一致していなかった。科目の見直しを検討され、経理の適正化と明確化に努められたい。	指定管理者を指導し、平成21年度収支決算書では、収支決算書の何が損益計算書のどの費目を明確にした。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(5) 専用口座について(団体に対するもの)	指定管理業務にかかる収入及び支出を照合するために通帳を確認したところ、指定管理業務とその他業務にかかる収入及び支出が混在していた。仕様書に基づき指定管理業務専用の口座を設けられたい。	仕様書に基づき、指定管理業務専用の口座を設けるよう指定管理者を指導した。	

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(公の施設の管理団体) [ 有限会社道後山高原サービス ] (1) 管理施設の修繕について(団体及び所管課に対するもの)	1件5万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。 また、指定管理者は、基本協定に基づき、精算項目である修繕に関する実績報告書を市へ提出されたい。	平成21年度から1件5万円以上の修繕については、書面提出により協議とすることを市と指定管理者で確認した。 また、基本協定に基づき、精算項目である修繕に関する実績報告書を市へ提出することを市と指定管理者で確認した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(2) 事業計画書について (団体に対するもの)	事業年度ごとに事業計画書を作成していなかったため、基本協定に基づき事業計画書を作成し、市へ提出されたい。	平成23年度から単年度事業計画書の提出をすよう指定管理者を指導した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(3) 事業報告書について (団体及び所管課に対するもの)	ア 収支決算書の決算額について、その内容がわかる資料が提出されていないため、計数の正確性の確認が困難であった。内容を確認するため、指定管理者は収入及び支出の全ての項目について内訳書を提出されたい。	平成22年度から収支の内訳(総勘定元帳の写し等)を提出すよう指定管理者を指導した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
	イ 事業報告書の報告事項について、記載もれが見られた。特に、仕様書別表の施設、設備保守管理業務の履行状況を示したものの、各施設の利用者数、利用料金収入額などは、指定管理施設の管理実態を把握するうえで欠かせないので、指定管理者は適正に報告されるとともに、市は報告事項を確認されたい。	平成22年度から基本協定に基づき、施設、設備保守管理の履行状況を報告することを市と指定管理者で確認した。また、利用者数、利用料金収入については、平成21年度の事業報告より報告を受けている。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
	ウ 指定管理料に共催事業の経費が積算されているが、委託事業と推察されるので費目等を検討されたい。	平成 23 年度から、市が委託料等で適切な費目等により予算措置し、委託事業として事業実施する。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(4) 利用料金の額の設定について（団体及び所管課に対するもの）	施設の使用料を利用料金収入として指定管理者の収入として収受しているが、あらかじめ市の承諾を受けて利用料金の額を設定していなかった。地方自治法及び基本協定に基づき、書面により市の承諾を受けられたい。	地方自治法及び基本協定に基づき、利用料金の額の決定にあたっては、事前に市の承諾を受けることを市と指定管理者で確認した。	地方自治法 庄原市観光交流施設設置及び管理条例
(5) 経理の区分について（団体に対するもの）	収支決算書の支出合計額と損益計算書の販売費及び一般管理費の合計額が一致しなかったため、仕様書に基づき指定管理業務にかかる経理とその他業務にかかる経理を明確に区分されたい。	平成 22 年度から指定管理業務及び指定管理業務以外の業務（しいたけ販売収入、自動販売機収入など）を明確に管理し、収支決算報告書の作成及び提出をするよう指定管理者を指導した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(6) 専用口座について（団体に対するもの）	指定管理業務にかかる収入及び支出を照合するために通帳を確認したところ、指定管理業務とその他業務にかかる収入及び支出が混在していた。仕様書に基づき指定管理業務専用の口座を設けられたい。	仕様書に基づき、指定管理業務専用の口座を設けるよう指定管理者を指導した。	
(7) 指定管理料の支出について（団体及び所管課に対するもの）	基本協定書に基づき指定管理料の概算払が年 2 回で行われ、1 回目は年度当初に全体の 70% に当たる 14,661,500 円が支払われていた。市と指定管理者は、指定管理料の年 4 回の概算払を検討されたい。	平成 22 年度からは基本協定書に定める年 2 回（50%ずつ）の概算払とした。（平成 21 年度までは、年 2 回（70%と 30%）の支払いであった。） また、年 4 回の概算払とする基本協定書の変更については、平成 22 年度の事業運営、資金繰り等を基に、平成 23 年度以降の検討項目とする。	

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(公の施設の管理団体) [ 株式会社ニュー東城 ] (1) 事業報告書について (団体に対するもの)	総勘定元帳の勘定科目が収支決算書のどの科目に振り替えられたか、確認することが困難であった。科目の内訳を収支決算書に記載するか、別紙として内訳書を添付されたい。	平成 22 年度事業報告においては、勘定科目の内訳を収支決算書に記載するか、又は別紙として内訳書を添付し、総勘定元帳の勘定科目が収支決算書のどの科目に振り替えられたか明確にすることを市と指定管理者で確認した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(2) 管理施設の修繕計画について (団体及び所管課に対するもの)	市費による管理施設の修繕が増加傾向にある。また、指定管理者から管理施設の大規模修繕の必要性についても、事業計画書に記載されているところである。 市と指定管理者は、施設の現状調査を実施し、年次計画による施設の修繕を検討されたい。	市と指定管理者は、施設の現状調査を行って修繕の必要箇所を把握することを確認した。市は、これにより修繕の年次計画を整える。	

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(公の施設の管理団体) [株式会社高瀬の湯] (1) 管理施設の修繕について(団体及び所管課に対するもの)	1件5万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。 また、指定管理者は、基本協定に基づき、精算項目である修繕に関する実績報告書を市へ提出されたい。	1件5万円以上の修繕について、基本協定に基づき、書面により協議することを指定管理者と確認した。 また、平成21年度の修繕費については、基本協定に定められた修繕に関する実績報告書により、適正に精算されていることを確認した。	
(2) 事業計画書について (団体に対するもの)	事業年度ごとに事業計画書を作成していなかったため、基本協定に基づき事業計画書を作成し、市へ提出されたい。	指定管理者から、平成22年度事業計画書の提出を受けた。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(3) 支出科目について (団体に対するもの)	収支決算書と損益計算書の支出科目が一致していなかった。科目の見直しを検討され、経理の適正化と明確化に努められたい。	指定管理者を指導し、平成22年度実績報告から収支決算書の勘定科目が、損益計算書の支出科目にどのように振り替えられたか明確にすることとした。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(公の施設の管理団体) [ 三河内地域振興会 ] (1) 管理施設の修繕について(団体及び所管課に対するもの)	1件10万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。 また、指定管理者は、基本協定に基づき、精算項目である修繕に関する実績報告書を市へ提出されたい。	基本協定に基づき管理施設の修繕を行うことを市と指定管理者で確認した。 具体的には、平成22年度事業より1件につき10万円を超える修繕の場合は、事前に書面により協議することを徹底する。 また、修繕の実績報告については、平成21年度事業より実績報告するよう指導し、4月20日に報告を受けた。	
(2) 事業計画書について (団体に対するもの)	事業年度ごとに事業計画書を作成していなかったため、基本協定に基づき事業計画書を作成し、市へ提出されたい。	基本協定に基づき、事業計画書の提出を求めた。平成22年度分の事業計画書について4月1日付で提出を受けた。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(3) 収支決算書及び経理事務について(団体及び所管課に対するもの)	経理事務について次のとおり改善すべき点があるので、市は経理事務について指定管理者を指導し、指定管理者は経理事務の改善に努められたい。 ア 出納簿を確認したところ、入出金の状況が記帳されていなかった。全ての入出金状況を記帳し、適正な経理に努められたい。	経理事務について指定管理者を指導し、経理事務を改善することを確認した。 具体的には、 ア 全ての入出金状況を記帳する現金出納簿を作成し適正な経理事務を遂行するよう指導し、平成22年4月分より実施していることを確認した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
	イ 支払い遅延が見受けられたため、適正な経理に努められたい。	イ 毎月支出となる定期的な支払について遅延にならないよう適正な経理を行うことを市と指定管理者で確認した。	

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
	ウ 現金保管の方法については、金融機関への預金を活用され、事故の防止に努められたい。	ウ 現金の保管は、金融機関への預金を基本とし、事故防止に努めるよう指導し、5月31日に預金していることを通帳により確認した。 上記事項の確認のため、当面の間は毎月の実施状況について、確認するものとする。	
(4) 内部監査について (団体に対するもの)	指定管理者からの聴き取りによると、内部監査が実施されていないとのことであった。内部監査人が、出納簿や収支決算書等が適正に作成されているか監査することにより、決算書の真実性が補完されなければならない。内部監査の体制を確立されたい。	内部監査体制を確立し、確実に内部監査を実施することを市と指定管理者で確認した。	
(5) 利用料金の額の設定について (団体及び所管課に対するもの)	施設の使用料を利用料金収入として指定管理者の収入として収受しているが、あらかじめ市の承諾を受けて利用料金の額を設定していなかった。地方自治法及び基本協定に基づき、書面により市の承諾を受けられたい。	地方自治法及び基本協定に基づき、利用料金の額の決定にあたっては、事前に市の承諾を受けることを市と指定管理者で確認した。 具体的には、市の承諾を受けるよう申請書の提出を指導し、4月1日付で承認申請を受け、承認した。 なお、6月議会で議決された入浴料に関する条例に基づく利用料金についても、7月15日付で承認申請を受け承認した。	地方自治法 庄原市観光交流施設設置及び管理条例 庄原市屋外宿泊施設設置及び管理条例 庄原市総合運動公園設置及び管理条例 庄原市体育館設置及び管理条例